平成29年2月2日 開会 平成29年2月2日 閉会

平成29年2月臨時会

美作市議会会議録

平成29年第1回2月臨時会目次

◎ 第1日(2月2日開会)

1.	議	事	日	程	1
2.	出	席	議	員·····]
3.	欠	席	議	員·····]
4.	会議	録署	名議	員	1
5.	出)	席 説	明	員·····	1
6.	出席	事務	局職	t員······]
	開		会	<u> </u>	2
	即	1	4	:	C

平成2 9年2月2日(第 1 号)

1. 議 事 日 程(初日)

(平成29年第1回美作市議会2月臨時会)

平成29年2月2日 午前10時開議 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第1号 監査委員の罷免について

追加日程第1 同意第1号 監査委員の罷免について(委員長報告、採決)

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	金	谷	典	子	2番	重	並	直	樹
3番	安	藤		功	4番	安	本	博	則
5番	谷	本	有	造	6番	則	本	陽	介
7番	萬	代	師	_	8番	尾	髙	誉	久
9番	岡	﨑	正	裕	10番	西	元	進	_
11番	本	城	宏	道	12番	鈴	木	悦	子
13番	岩	江	正	行	14番	小	渕	繁	之
15番	万	殿	紘	行	16番	日	笠	_	成
17番	山	本	重	行	18番	山	本	雅	彦

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

15番 万 殿 紘 行 16番 日 笠 一 成

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (17名)

市長	萩	原 i	成 司	副	市長	安	部		薫
副 市 長	横	山 ‡	事 光	教	育 長	大	Ш	泰	栄
政策審議監	福	原	覚	総務	务部 長	Щ	本	直	人
危機管理監	Щ	本 和	和 毅	企画	振興部長	池	田	義	和
総合戦略監	森	分	革 雄	市具	民 部 長	安	藤	郁	雄
環境部長	妹	尾	弘	保健	福祉部長	江	見		勉
建設部長	真	野	ム 紀	教育	育 次 長	山	名	浩	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
消 防 長	Щ	崎 〕	E 雄	会計	管理者	安	東	弘	子
農業振興課長	岡	本 利	1 之						

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

 議会事務局長
 本
 田
 卓
 治

 課
 長
 大
 佛
 裕
 彦

 主
 任
 井
 上
 大
 佑

議長(山本 雅彦君)

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止をされております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

報道機関より取材のため、撮影及び録音をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。

定刻が参りましたので、ただいまより平成29年第1回2月美作市議会臨時会を開会いたします。

欠席者の報告をいたします。尾崎経済部長が公務出張のため欠席をしております。代理で農業振興課岡本 課長が出席をしております。

議員は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今臨時会に説明員が出席しておりますので、許可をいたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(山本 雅彦君)

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により15番万殿紘行議員、16番日笠一成議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(山本 雅彦君)

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。 小渕議員。

14番(小渕 繁之君) 〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る1月30日午前9時30分から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長、担当職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、2月臨時会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日2月2日の1日間とし、議会日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長から送付されました議案は、人事案件1件であります。この議案については、地方自治法第197条の2の第1項に基づき、議会の常任委員または特別委員会において公聴会を開かなければなりませ

ん。したがいまして、議案質疑終了後、委員会付託とし、採決に至るまでにしかるべき期間が必要と思われますので、3月定例会も考慮し、議案の審議については閉会中の継続審査もやむを得ないものと判断いたしました。

なお、今臨時会はみまちゃんネルによる中継放送を行うことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長(山本 雅彦君)

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日2日の1日間と決定すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(山本 雅彦君)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日2日の1日間と決定をいたしました。

日程第3 同意第1号「監査委員の罷免について」

議長(山本 雅彦君)

それでは、日程第3、同意第1号「監査委員の罷免について」を議題とし、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長(安部 薫君) 〔登壇〕

おはようございます。

それでは、ただいま上程されました同意第1号「監査委員の罷免について」を御説明申し上げます。

[以下朗読]

監査委員を罷免するためには、地方自治法第197条の2第1項の規定に基づき、議会の過半数以上の同意 が必要となっております。また、議会の常任委員会または特別委員会において公聴会を開催する手続も必要 となってございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますよう お願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。 [降壇]

議長(山本 雅彦君)

総務部長。

総務部長(山本 直人君) 〔登壇〕

おはようございます。

それでは、お手元に議案とともにお配りしております参考資料につきまして、説明をさせていただきます。

まず、参考資料の冒頭につけさせていただいておりますものでございますが、これは1月30日に市長から議長宛てへ発出した文書でございまして、監査委員1名の選任につき、おわびと罷免対応についてということでございます。

美作市長就任直後の長として情報収集、分析等に甘さがあり、監査委員選任において、そのうちの1名に

対し人物評価に大きな過ちを犯してしまい、美作市議会及び美作市民の皆様に多大な迷惑をおかけし、深く おわび申し上げます。

このたび、当市の代表監査委員が市役所出勤のほぼ連日の勤務時間中、本人に貸与している市役所所有管理のパソコンを私的に利用していたことが証拠上明確となり、この事実は地方自治法の解釈においても、また一般市民目線でも絶対に許されることではなく、極めて悪質な非違行為であり、即罷免相当であることから、法手続上必要な議会の審議及び公聴会の開催等をお願いし、早期の御判断をいただきたくお願いするものであります。

平成29年1月4日付の日本経済新聞によると、総務省は地方自治体の職員による不正会計や情報漏えいに備え、不祥事を防ぐ体制づくりを自治体の首長に義務づける方針を固めたとされ、監査委員にも同様に高い次元での監査が求められることとなります。しかしながら、今回発覚した事実からして、本件監査委員には不祥事防止のためのすぐれた識見と判断を期待することはできません。

県北各地において、インターネット使用に関した事件等も発生していることから、この時期、まず最上階の執務室で勤務する本件監査委員に対し、業務用で貸与してるパソコンの使用状況を確認した結果によるものであります。なお、市民の血税から月額の給与、期末手当等を得た上での事件敢行でもあり、この観点からしても容認しがたい行為です。

パソコンの私的利用をした場合、一般職の地方公務員については懲戒処分を受け、さらに職務専念義務違反により、応分の給与の返還をした例を確認しておりますが、監査委員については特別職の地方公務員であり、その非違行為への対応については、地方自治法第197条の2に規定する罷免しかありません。本件についての関係証拠資料等を添付しますので、美作市議会の公正な御判断をお願いいたします。

事件の概要でございますが、本件監査委員は、監査委員就任以前の私人であったときにブログを開設し、 現在の資格を有した後においてもこれを継続しています。当該ブログは、そのタイトルを「美作市クリーン センター事業雑感」から、現在は「美作市政と私たち市民、そして「クボタ」の思い」に変更し、職務上知 り得た各種情報をもとに、市政、職員及び一部数名を除く美作市議会議員の誹謗中傷とも見られる記事を連 日のように掲載しています。

本件監査委員が業務用パソコンから頻繁にアクセスを行ったインターネットの接続先は、本件監査委員が 私的に主催する当該ブログでございます。そのブログへのアクセス回数は、記録が残る平成28年5月30日から同年11月30日まで3,880回に及び、アクセス時刻は出勤直後の午前中、昼間、退庁前の時間に集中しており、この異常なアクセス回数から考えると、監査業務に専念した勤務ではなく、私的なブログの管理に意識をとらわれた勤務であると言えます。

また、代表監査委員の身分と責務についてでございますが、本件監査委員は識見を有する者から選任された監査委員の中でただ一人の常勤監査委員です。常勤の監査委員には、報酬ではなく給与と期末手当が支給されています。

一方、議会選出以外の他の非常勤監査委員には、月額の報酬しか支給されません。監査委員は特別職の地方公務員で、地方公務員法の適用はないというものの、常勤の代表監査委員に期待されるものは、一般職員に準じて勤務し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を監査することです。一方、政策について審議を行うのは議会で、公職選挙法で選出された政治家がその役割を担っています。

つまり、自分のブログなどを設けて政策や事実を伝えて意見を公にし、啓蒙等を図る活動は政治家が行う もので、監査委員としての必要な活動ではありません。監査委員室においてたびたびブログの閲覧を行った ことは私的な活動であり、美作市民の期待を大きく裏切る行為にほかならず、市民感情を考えると、給与の 支給自体に疑念を生じさせるものと言えます。

監査委員に求められる人格でございますが、監査委員の人物像としては、人格が高潔と地方自治法に規定されており、高潔とは人格が立派で利欲のため心を動かさないこと。常に厳しい態度でみずからを律し、他から尊敬されるさま。人として守るべきことを遵守する気持ちが強いさま等を意味しております。

本件監査委員は、本件で指摘する業務用パソコンの私的なインターネット利用のほかにも、業務従事中に 公文書公開請求等により情報収集を行い、その情報に基づきブログで個人に対する誹謗中傷を行うなど、高 潔な人物とは余りにもかけ離れています。これら本件監査委員の言動は、市民の監査業務に対する信頼を損 なうものであることは言うまでもなく、公正で適正な監査の履行を期待することはできません。

なお、注釈としてブログとはですが、そこに書かせていただいておりますように、ブログは個人や数人の グループで運営され投稿された記事を主に時系列に表示する日記的なもの、ウエブサイトの総称ということ でございまして、多くのブログには読者が記事にコメントを投稿し掲載できる掲示板的なものがあるという ことでございます。

続きまして、この参考資料の縁取りの資料1というところを見ていただきますと、これが実際のブログのトップページということで、字が小さくて申しわけないんですけど、こういうブログのトップページがこういうふうな形になっております。

続きまして、資料 2-1 を見ていただきますと、これが 8 時45分から退庁時の17時15分の間で、横ですが青の棒グラフのようになっておりますが、これが時間ごとのアクセス数をしたもので、午前、それから昼間、退庁前というのが高くなっております。

それから、2-2を見ていただきますと、これが日にちごとのアクセス数で、5月30日から毎日こういう形で、5月30日であれば36回ということであります。黒字は本庁内、赤字は庁外へ出ていたということで、次のページ以降に赤字部分が出てきますが、時間帯、日にちごとにこういうことで資料になっております。

それから、それが数ページありまして、2-3を見ていただきますと、これが曜日ごとのアクセス数ということで、5月30日からそれぞれの曜日ごとに集計をしておりまして、当然日曜日と土曜日には出勤がございませんので、ありません。裏面をめくっていただきますと、5月30日から11月30日まででそれぞれの曜日ごとの合計が出とります。それで、トータルで3,880回ということです。

2-4というところですが、次のページですが、これが実際に個々にアクセスをした記録でございまして、そこで赤で枠をくくっておりますが、例えば2016年5月30日の12時33分22秒から同日の12時34分58秒までの1分36秒が滞在時間ということで、例として示させていただいております。これが1ページから69ページまで、アクセスごとに時間を記録しとるものが69ページまであります。

それから、それを過ぎまして資料の3ということでございますが、これが記事の中にいろいろと名前が出てきたということで、ここの1番議員から18番議員まで、トータルでこういう数字のお名前が出てきとると。それから、特別職についても下段に数字が出てきております。これは、誹謗中傷とかそういう類でとったものではなくて、個人の名前がそのブログの中に出た集計ということでございます。あと、その一番下のところに書かせていただいとんですけど、市長とか議長等という分は、他の市長、議長とかということが考えられますので、カウントには入れておりません。

次をめくっていただきますと、これが代表監査委員が書かれたブログでございまして、黄色で上書きをしておりますが、あります。

それから、もう一枚めくっていただきますと、緑で上書きをしているこの部分については、先ほど言いま した日記といいますか、ブログの中でこの記事を読まれた方が、第三者の方がこのブログに意見等を寄せら れた内容というか、そういうものがあります。これは参考までにということでございます。

それから、4-1が、これ少し前なんですけど、大磯の議会だよりということで、監査委員の罷免ということで、全国的な事例が余りないんですけど、議会選出の監査委員の事例が1件ありまして、つけさせてもらっております。

それから、4-2、4-3は、職員のパソコンの私的利用についての懲戒処分の事例をつけさせていただいております。

それから、資料5でございますが、私的閲覧時間の、仮にその時間と支給の給与で計算するとこういう形になるということの、時間と給与の関係を示させていただいております。

それから、資料6でございますが、これは冒頭の文書にもありましたが、1月4日の日経新聞の首長に対 策義務づけという分です。

それから、最後に資料7でございますが、これは地方自治法上の監査委員の資格とか義務等の法の抜粋で あります。

以上で資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長(山本 雅彦君)

説明が終わりました。

次に、提案説明に対する質疑に入りますが、まず質疑に関する議会運営について申し上げます。

人事案件に関する議案につきましては、美作市議会の申し合わせにより、会議開催当日に配付し、質疑の 後、本会議において即決いたしております。

しかし、監査委員の罷免に同意する議案につきましては、地方自治法第197条の2第1項に基づき、常任委員会または特別委員会において公聴会を開く義務があり、委員会付託を必要とする議案となります。よって、本来ならば申し合わせにより事前の通告を受けた後、質疑を行わなければなりませんが、委員会審査にしかるべき期間が必要であること、3月定例会の日程も考慮し、本臨時会の会期を1日間としておりますので、これより本議案についての質疑を行います。

質疑は3回までとし、自席で行ってください。なお、委員会付託を行いますので、所属委員におかれましては委員会審査の中で質疑を行っていただきますようお願いをいたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岩江議員。

13番(岩江 正行君)

臨時議会を開こうというのは大変な問題のようなことのようですが、これ任命したのは市長が任命しとんじゃが。この市長の進退の関係やこうについちゃあ、これはどがいなんかな。これらも一緒に、市長のほうから議長のほうに言うとんかな、これ。そのへんのとこも十分検討していただきたいと思います。

議長(山本 雅彦君)

答弁ございますか。

先ほど、岩江議員の質問に対する答弁はありませんか。

[「答弁せな、前行かんぞ」と呼ぶ者あり]

岩江議員に申し上げますが、今質問されました件については、市長の進退に対する質疑あるいは御発言で ございまして、本議案につきましては監査委員に対する議案でございますので、そのことについての質問を お願いします。 岩江議員。

13番(岩江 正行君)

議長、そのような、議長がかわって答弁せんでもええんじゃ、これな。議長にかわって答弁してもらわんでもよろしいの。これは、監査委員の罷免が出とんじゃけども、この人は市長が立候補するときには本気で運動をしておるわけです、市長さん市長さんというて。私も全然知らなんだ。それで、その市長が今度は議会にどがいぞこれをお願いしたいと、監査委員にお願いしたいというて任命したわけじゃ。一緒じゃがな、これも含めて話をせなんだら。そうでしょうがな。

それだったら、今までにこういうのは何千件というて、1,000件も上の案件が、こういうのは、ここで臨時会を開かないけんような大変な問題が出てくるんだったら、何で今までにじゃあもっと早う押さえなんだんな。このへんのとこがちょっと疑うんじゃ、あんた方の関係を。

ほじゃから、ひっくるめて、市長の進退も。任命した任命責任というんはあるんよ、これ。どこの部下が 謝罪しても、部下が事件起こしても、どこの会社でも、民間の会社でも、社長が皆謝罪しょうるわけや。社 長を交代したりしよるんよ。トカゲの尻尾を切るようなことじゃなしに、初めからこの重大問題をきちっと 議論せなんだら、これは正常化せんと思いますんで。そんなとこも含めて検討していただきたい。

以上。もうええ。

議長(山本 雅彦君)

他にございますか。

西元議員。

10番(西元 進一君)

この問題って私は、罷免については賛成します。この問題については、今は岩江議員も……。

議長(山本 雅彦君)

今はその答弁は、答弁、質問ではございませんので。訂正してください。

10番(西元 進一君)

岩江議員も言われましたが、3,800回もあるようなそのブログを見ながら。

[「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

いやいや、三千何ぼあるで。

[「[聴取不能] | と呼ぶ者あり]

いやいや、だからそういうブログに対して美作市を誹謗中傷する、嘱託の監査委員が、私たちははっきり言うと公選で出た議員です。何ぼつまらん議員でも、職員がつまらんとかなんとかというような。それも、私がほとんどやっとる、西元という議員がなっとんです。そりゃ、行儀が悪いとかというのは人の評価なんです。私は、確かに行儀が悪いです。しかし、行儀が悪いという評価は、監査委員の窪田さんがするような問題じゃないですよ、はっきり言うたら。

議長(山本 雅彦君)

西元議員、議案に対する質疑をしてください。

10番(西元 進一君)

いや、だから議案に出とん。わしの名前が出とるからで。

議長(山本 雅彦君)

いやいや、議案に対する質問をしてください。

10番(西元 進一君)

そういう点では、3,800回もブログを更新しながら、しかも誹謗中傷しとると。議会の議員も、とろいと かあほうとかというようなものも含めて、これは私の名前が具体的に出ております。そういう点では、決算 特別委員会の運営の問題も含めて……。

議長(山本 雅彦君)

西元議員、質疑をしてください。今のは御自分の思いでございますので、本件についての質問をしていた だく。執行部に対する質問でございますので。

10番(西元 進一君)

私は、そういう点では自分の評価に対するブログの更新というのはどういうふうなものを、今の執行部の 山本部長の答弁で、この内容の評価に対するきちっとした説明を少ししてください。

議長(山本 雅彦君)

わかりました。質疑ですね。ただ、西元議員、2回目以降もございますようでしたら、御自分の思いではなくて、ここの議案に関する質疑にきちんとそれは置きかえていただきたいと思います。

答弁ございますか。

今、西元議員の質問に対する、最後のほうにありましたが、ブログに関して、ブログのアクセスに対する 質疑。説明はありましたけれども、改めて答弁ありますか。

[10番西元進一君「ここに書いとるが、3の説明で」と呼ぶ]

許可を受けてから発言をしてください。

総務部長。

総務部長(山本 直人君)

御質問ですが、ブログの回数とかブログの内容につきましては、先ほど説明させていただいたとおりで、 それ以上のことは今の段階ではありません。

議長(山本 雅彦君)

西元議員。

10番(西元 進一君)

山本部長、私あんたを責めようとは思わんのじゃけど、私は直接これ書かれとるから質問しょうんで......。

議長(山本 雅彦君)

書かれとることは関係ございません。執行部が罷免についての議案を出しておりますので、そのことについて質問してください。

10番(西元 進一君)

議長、違うんで。執行部が罷免に対して罷免を提案しとんで。しかも、罷免の理由として、ええかな、2016年12月1日、どうなっているのか、美作市。

議長(山本 雅彦君)

それは、罷免の理由ではありません。説明資料であります。

10番(西元 進一君)

きょう12月1日の市議会一般質問できょう……

[「罷免の理由は違うがな」と呼ぶ者あり]

行儀が悪かった西元議員と、これは対照的にって書いとんで。

議長(山本 雅彦君)

西元議員、それは、今説明資料でありますので……。

10番(西元 進一君)

説明資料というて、私の名前が出とるわけじゃから、そじゃから、これをどういう評価をして、窪田さんが正しくきちっと書かれとるか、私の議会活動が本当に執行部として悪かったんかという評価はしてもろうてもえかろうが。それが質問じゃないんか。

議長(山本 雅彦君)

それは本日の執行部の提案とは違いますので……。

10番(西元 進一君)

違やあせんがな。罷免の問題……。

議長(山本 雅彦君)

それはあくまでも説明資料ですから。

10番(西元 進一君)

罷免理由を言うとるわけじゃから……。

議長(山本 雅彦君)

説明資料でございますので、そこのとこの質問はできません。

10番(西元 進一君)

説明というて、そりゃ説明、あんたそりゃ全然議会とは離れとんで。この問題についての罷免に対する説明資料なんじゃから。

[「議長、罷免の理由をもう一遍読んであげたらええがな。そこあるがな」と呼ぶ者あり]

議長(山本 雅彦君)

副市長。

副市長(安部 薫君)

ただいま上程されましたのは、私が当初説明しましたように、同意の第1号として「監査委員の罷免について」を議案として提出しておりますので、それに基づいて審議をしていただければよかろうかと思います。

以上です。

議長(山本 雅彦君)

西元議員。

10番(西元 進一君)

もっと深い議論というか、そういうものも提案したら出してもらわんと。実際に私がばかかあほうか知らんけどこうやって書かれて、しかも万殿議員と私が一番悪者になっとるようなことを説明に書かれとんですけど。これはブログなんで。

議長(山本 雅彦君)

ブログの内容はあくまでも説明資料ですから、これは議題にはなりません。

10番(西元 進一君)

しかも、これを出してきとんのは、執行部側が……。

議長(山本 雅彦君)

西元議員、もう発言を中止してください。とめてください。

10番(西元 進一君)

説明資料……。

議長(山本 雅彦君)

西元議員の発言を終了いたします。

[10番西元進一君「説明してじゃな、そんなことを具体的に提案しとんのに」 と呼ぶ]

発言を終了します。

次の方おられますか。

本城議員。

11番(本城 宏道君)

提案されておるわけですが、この提案説明の中で、例えば参考資料のところにありますように、このブログというのは、以前「美作市クリーンセンター雑感」から、この「美作市政と私たち市民、そして「クボタ」の思い」というのがあるわけですが、今の時期になってなぜこの時期に出されたのか。先ほど言いましたように、最初からこの人のブログっちゅうのはあるわけで、それが2年半余りもやられて、ずっと継続しとるわけですが、なぜ今の時期に提案をされるようなことになったのか、その理由だけお聞かせ願いたいと思います。

議長(山本 雅彦君)

総務部長。

総務部長(山本 直人君)

本城議員の御質問ですが、なぜ今ということですが、ブログというものは個人でされるものなので、今まで出されとるのは個人で出されたという認識を持っております。ただ、今回こういうのがわかったのは、常勤でありながら勤務時間中に個人のブログにアクセスをしていたというのがはっきりわかったので、しかも膨大な数、膨大な時間ということがわかりましたので、今回こういうことに出させていただいたということでございます。

議長(山本 雅彦君)

本城議員。

11番(本城 宏道君)

常勤で、勤務中にやっとったということが今になってわかったということですが、という報告のようですが、さっき言いましたように個人のブログというのはずっと出とったわけです。個人のは出しておられた。 それが今になって勤務中に発覚したというのが、その辺がどうもわからんのですが、ずっとそれは続いとったんじゃないですか。

議長(山本 雅彦君)

市長。

市長(萩原 誠司君)

先ほどの説明をお聞きになっていらしてたらおわかりかとは思うんですけれども、私どもとしてそのブログの内容についてどうのこうのというのは差し控えております。それは、それぞれの方が御判断されると思いますが、申し上げてるのは、私的なことに公的パソコンと公的時間をお使いになったことがおかしいのであると。そのことは、最近のさまざまな事例があって、当方としてもシステム監査をするということを昨年の11月ごろ内々話をしまして、順番にやってく中で最初に出たと。

しかし、事が事だけに、相当、三千数回ですけれども、例えば公務上必要な情報ソースへのアクセスなどがそれに混入してはいけないので、厳密に厳密に、なるべく最低のラインでもってその回数を把握をせにやいかんというような、いろんな考慮をすると、それなりの時間もかかっていくわけでございまして。

一方で、3月議会に出しますと3月議会の運転ができなくなるというようなこともあって、こういう時期にせざるを得ないということについては、議運でもお諮りをして、議運でもそらそうだということでこの日付が選ばれたと。こういうことでございまして、議員がおっしゃるように、ブログは前から出しとるんじゃけええかろうがという話では全然ございませんので、よろしく御理解をいただきますようにお願いいたします。

議長(山本 雅彦君)

本城議員、ありますか。

本城議員、よろしいか。

万殿議員。

[10番西元進一君「ちょっと、通院で」と呼ぶ]

ちょっとお待ちください。西元議員、通院ですか。

〔10番西元進一君「はい」と呼ぶ〕

それでは、退席を許可します。

[10番西元進一君 退場]

議長(山本 雅彦君)

万殿議員。

15番(万殿 紘行君)

私も、今この文を見てびっくりしとんですけれども、この窪田氏、私も以前は信頼を申し上げて、なかなかすばらしい方だなという思いでおったんですけれども、今回出とるようにちらちら私も耳に入ってき出した。また、同僚議員からも、内容についてはどうでもいいんですけども、いろいろと耳に入ってきょうた。やはりこの3,800、すごい。こういうことを考えると、やはり今回執行部がとられたのもいたし方がないと、このように私は感じております。

議長(山本 雅彦君)

御意見でよろしいですね。

[15番万殿紘行君「はい」と呼ぶ]

他に。

金谷議員。

1番(金谷 典子君)

この議案の、こちらの発覚の経緯についてもう一度御説明いただきたいんですが、全職員の全てのパソコンをチェックをなさったことで、この特定のパソコンについてそういうことがあったからこういうことが出てきたのか、どのようにして発覚という経緯があったのかというところを御説明をお願いします。

議長(山本 雅彦君)

答弁。

総務部長。

総務部長(山本 直人君)

冒頭で読み上げさせていただきました文書の中にもありましたけど、県北各地でインターネットを使った

役所といいますか、そういうところの職員の関係が次々に明るみに出まして、当市でもあったわけなんですけど、そういうことから、そういう防止をするということで、本庁の4階からということで、順次見ていこうということで、11月ごろにそういう話になりまして、今回の経緯ということでございます。

以上でございます。

議長(山本 雅彦君)

金谷議員。

1番(金谷 典子君)

それでは、全てのパソコンを今チェックしている途中であるが、まずはそのパソコン、4階から始めてき たパソコンについてのこういうことということで、まだ続いているということなんですか。理解しました。

議長(山本 雅彦君)

答弁ですか。

市長。

市長(萩原 誠司君)

今、金谷議員がお感じになったとおりでございまして、システム全体を安全に保つということ、それから 疑ってはいけないんですけど、ほかのとこでいろんな事例があったもんですから、今後きちっと継続をして 全ての対象パソコンについても調べていき、そして……

[「大きい声で言って、聞こえん」と呼ぶ者あり]

必要な是正措置を今後とも講じていくというように考えて、そのように命じております。

議長(山本 雅彦君)

金谷議員、よろしいか。

金谷議員。

1番 (金谷 典子君)

それでは、特定のパソコンについてそういうことが出てきたんですが、ほかにはまだ、1つのパソコンが 特別そういうことがあったということで理解していいんですか。それとも、ほかの職員の方は全くないとい う状況であるんでしょうか。

議長(山本 雅彦君)

市長。

市長(萩原 誠司君)

先ほども申し上げましたように、継続中であります。そして、何か大きな問題があったときには上がって くると思いますけれども、私のところにはまだ、本件のほかには重大事案というものは上がってきておりま せん。

以上でございます。

議長(山本 雅彦君)

他にございますか。

岡﨑議員。

9番(岡崎 正裕君)

非常に詳細な参考資料で、100ページほどあるような資料なんですけども、本当によくできてるといえば よくできてるんですが、要らんこと言いますが、これぐらいの情熱をほかのところにもやっていただけれ ば、また流れも違ったんじゃないかな。例えば、庁舎あたりでもこれぐらいの資料を最初に出していただけ れば流れも変わっていたんではないかなと、ちょっと嫌みを言っときます。

この中で、臨時会です。臨時会に提案をされたわけなんですが、先ほど本城議員の質問にも答えられたと思うんですが、大体臨時会というのは急施事件、今まで一番多かったのは契約の関係なんかが急施事件としてやられたんですが、なぜここで、本城議員と同じような質問しますが、8日が3月議会の議運でございます。ということは、あと2週間ほどしたら3月議会になるわけなんですが、なぜここで急施事件として臨時会で提案しなければならなかったのか。これをお聞きしたいと思います。

それから、発覚したということもございますが、この発覚した時点で、先ほどいろんな説明があったんですが、過去にいろいろあるということで、参考資料の中でよその議会のことが先ほど説明されましたが、中身について読ませていただいて、なぜこういうことがあったのかなかったのかというのをお聞きしたいと思うんですが。

これは、大磯の関係なんですが、8月28日にやっておるんですが、ここの中で、そこの監査委員がやられたことに関して話し合いを何回か持っております。だめですよとか、そういうことで、8月にあってこれを12月の定例会に出しとるわけですわな、4カ月たって。話し合いを何回か、本人とも話し合いをやったけどうまく話し合いができんかったということで、12月議会に提案されておるんですが、これが発覚してから本人とこういうことについてどうだったのか、そういうような確認事項を確認をして、このままでいけば罷免の議案を出さざるを得んというような流れになっていくのがこの大磯なんですけれども、そういうことをやられたのかどうか。

突然、私らもこの議案が出て、そういうことがあったのかが。割といろんなことがあった場合に、これは だめですよと、こういうことを続けているようでは罷免の議案を出さざるを得んと、そういうのが普通じゃ ないかと思うんですが、それをやられたのかどうかということ。それも、やったとしたら口答でやられたの か、文書をもってやられたのか。文書じゃないと思うんです。文書が、そういうことがあればここの参考資 料の中に出てくるかと思うんですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、この中傷文書のことが出たんですが、私も何回か書かれております。そういった中で、私はこれは当たらないと思ったりはするんですが、以前にありました、市長の最初の6月議会の最後の挨拶の中で、これ安本議員が後からまた取り上げてやられました、議会がばかだとかなんとか。そういうことも判断すれば、それも中傷みたいなものに当たるのではないかなというふうにも思うわけです。そういった関係で、誹謗中傷というのはどういう表現まではどうなんか。そこら辺のところを見解をお聞きしたいと思います。

以上。

議長(山本 雅彦君)

市長。

市長(萩原 誠司君)

上程の問題あるいは臨時会については先ほど申し上げたとおりでございますが、あえて申し上げますと、 3月定例議会に出すといろんな意味で大変だろう、つまり公聴会の開催等を考えたときにどうなるんだとい うようなこともあって、議運にお諮りをして、妥当だということでこうなっておるということでございま す。

それから、2点目でございますけれども、事前に注意をして、こういうことをやめたらどうだというような議論があり得たかどうか。例えば、システム監査をした結果、一、二回そういうことがあったということでありますと、そりゃこれは危ないからやめたほうがいいよという状況を想定するに足りる行為だと思って

るんですけれども、恐らく職員の皆さんもびっくりしたわけです、回数において。ほんまだろうかというようなことになる。そうすると、事実の確定をして、形式犯というような言葉がありますけども、その確定をきちっとせないけんというようなことになると。これが、是正を求めて直るようになっとれば、3回とか4回とかということであれば、多分そういう方向に持っていって、議論が済んだんだろうとは思いますけれども、いかんせんこの状況をもってしたときに、議員の御常識とはどういう辺にあるか知りませんけども、3,800ぐらいえかろうがというようなことじゃなかなかならんのじゃなかろうかと、こんなふうにも思ったりもするような次第でございまして、きちっとした計算をし、厳密に、しかしなるべく回数についても、限定してカウントするみたいな捜査をしたというようなことが実態の中で御理解を賜る必要があるんじゃないかと思います。

一方、その掲載してる事案につきましては、これは主観的判断の問題がいっぱい入ってるわけです。これは、形式的に行為があったかどうかという問題なんで、ちょっとあれとも違う、事案ごとにその事案の性質を見ながら妥当な方式を探っていくということだと思います。

それから、先ほど私も答弁したつもりでございますけども、あくまで参考資料についてはこういうもの、あえて言うと、なぜあそこに参考資料があるかというと、公文書じゃないでしょと、あれは。わかりますか。そのブログというものが、公的な職務上の必要性があるものじゃないでしょということまでおわかりいただければ結構でありまして、その内容について私どもが、先ほど言いましたように判断するものではありません。よろしいですか。

ですから、先ほども本城議員も尋ねられましたけども、ブログは前からあったろうがという話じゃなくて、そのブログが私的なものであるということを御紹介するためにああいう参考資料がついてるというのが一番の骨でございまして、それについて私どもが、西元議員もそうだったけども、いかろうがいかんがそれは個人の自由でございますけども、当局としてそれがどうこうということを、この場においてお話をするためにそうしたわけではないんだというふうに御理解を頂戴したいと思っております。

以上です。

議長(山本 雅彦君)

岡﨑議員。

9番(岡崎 正裕君)

答弁いただきましたけれども、3月議会に支障を来すというようなことを言われたんですが、私はこれ急 施事件とは思っておりません。ですから、あと2週間ほどで3月議会が始まるわけですが、そこでやられて もえかったのではないか。本城議員も聞かれましたけど、なぜ臨時会をやらなきゃならんのか。その辺のと こが私は理解をできません。

それから、参考資料の中にありましたが、注意喚起とか、それから本人と話し合いをしたと、こういうことが出とんだけど、これはいかんよと、ちょっとあなたの思うところ、弁明があるならしてくれというようなことをやってからこの罷免の議案を出すべきだと私は思うんですが。そこも私の納得いくような答弁ではなかったんですが、そういうことを踏まえながら、これ本当に大きな問題なんですよ、罷免の問題。こういう議案を出されるということは大きな問題なんで、そこら辺のところをもうちょっと慎重にやられたほうがよかったのではないかと思います。

それから、先ほどのブログの中身について誹謗中傷の関係なんですが、それは誹謗中傷ととれば、中身について云々というのはあったんですけれども、これは私は表現の自由の範囲内で処置すべきものだと思うんですが、参考資料として出しとるわけですから、執行部のほうから参考資料としてこういうのが誹謗中傷に

当たるんだということをやっとるわけですから、その辺の説明も私は不十分だと思います。 答弁があれば、答弁をお願いいたします。

議長(山本 雅彦君)

答弁ありますか。

副市長。

副市長(横山 博光君)

今の御質問の項目で、これだけ早い時期になぜ臨時会を開くんなという項目ですけれど、この案件につきましては公聴会という、最初の説明でもあったように縛りがあります。公聴会といいますと、さまざまな市民の皆さんの意見を聞くという部隊があるわけです。ここにおいて普通に、例えば免許証の停止とか取り消しとかという項目につきましては聴聞会。これは当事者の意見を聞いていかがなものかという判断を、聞いた後において処分を決定するというのが聴聞です。これは公聴になっておるんです、今回の分。公聴会ということになりますと、市民の声を聞く期間については1週間とか10日とかという形式で、市民のほうへ投げて御判断いただくという期間がございますので、日程調整からいうてもこの時期にお願いするというのがつつの縛りで方向でございますので、ここらあたりの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

それから、次の関係で、それが聴聞会と公聴会等とを含んでる日程ですけれど、ブログの中身でございますが、これの中傷誹謗等々につきましては、これは名前を書かれた人あるいは対象にされた人が、これは当事者権利者です。したがいまして、これを警察事件にするとか、名誉毀損あるいは侮辱罪等々含んでかけていくということになると、その者が権利者でございますので、市当局がどうのこうのという立ち位置ではないわけです。したがって、中身の分析等々につきましては、この部隊からは外させてもらっておるのが全てでございまして、そのあたりの理解のほど、よろしくお願いします。

問題になっとるのは、公的なパソコンを使うて3,800回も、わずか6カ月間で使うとると。これが一我々のような下以下の地方公務員法絡みの職員であれば、当然のこと処分も受けとんです。極論言いますと、朝から晩までおかずの、あるいは舞台の、あるいは旅行のというものを職員が朝から晩までしょうても、それでええんかというような部隊と似たり寄ったりになるわけです。したがいまして、監査委員という縛りの中ではいかがなものかというのが全てでございまして。この勤務時間中に給与をもろうとる者がする姿勢かという。本来項目からいうたら、美作市のホームページがあるわけです。ここへ監査ラインがあるわけです。したがいまして、今までの雲海問題等々含んで、あるいは決算問題等を含んで、これは上げとるわけです。これが公的パソコンの立ち位置です。したがいまして、そこらあたりのさび分けをこの時期に明白に説明すると同時に、御理解のほうでもそういう流れで理解していただければと思います。

今までの御質問を聞きょうてみて、何もかにもというのは市のほうには権限がございません。問題があるということなら、当事者権利でそれぞれの措置をすればいい項目もあるし、それから公的なものと私的なもののさび分けについては公的なもんも、この当市においてはホームページを常につくっとりまして、本人もそれについて当然自覚して運用もされとる部分もあるわけです。そういう流れで、余りにもというのが全てでございまして、そのあたりを総論的に御判定の上、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長(山本 雅彦君)

よろしいか、岡﨑議員。

岡﨑議員。

9番(岡崎 正裕君)

御理解をいただきたい、御理解をいただきたいということだったんですが、この内容についてはもう少し委員会等で精査をされるんだと思うんですけれども、どうも私にはこの時期、そういうものも、それは3月議会で大変だというのは、それはわかりますけれども、割とこういう公聴会なんかやればずれ込んで、我々の任期がいっぱいになった後にもずれ込んでくるんかもわかりませんが、それはそれで仕方がないといえばおかしいんですけれども、時期的において慎重にやらにやあいかんというふうにも思っとります。御理解いただきたいというふうに何回も言われたんですが、ちょっと理解できん部分があるということで、これは委員会にお願いをせないかんと思うんですが、議会が全部、私はできないということを申し上げて、発言を終了したいと思います。

議長(山本 雅彦君)

もう終わりましたか。3回までですから。 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

議長(山本 雅彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございますか。

安本議員。

4番(安本 博則君)

さっき休憩中に、付託案件で総務委員会で僕らはここで発言できんのんじゃけど、みまちゃんネル見とる 人も多分ようけおられるんじゃけど、総務委員会の、今まで委員会はみまちゃんネル入れたことがないん で、ここでお願いしときたい。僕らの発言一切チャンネル流れない、委員長報告だけで、簡単に報告された ら僕らたまらんから、みまちゃんネルを委員会に入れてもらいたいということを要望しときます。

議長(山本 雅彦君)

要望としてお聞きしておきます。

他にございますか。

鈴木議員。

12番(鈴木 悦子君)

これは、私の意見です。大変今回は……。

議長(山本 雅彦君)

意見、質疑です。

12番(鈴木 悦子君)

じゃあ質疑、答弁してもらってもいいです、このことに関して。本当に非常にゆゆしき問題だというふうに思っております、この理由を読ませていただいた限りでは。これ今後において、今市長の答弁の中で、今全職員のパソコンを調査というか調べているということを言われました。それはそれでいいと思います。合併して間なしに、このブログを使ってアクセスしたというようなことじゃなかったんですが、どういう画面かわかりませんけども、不謹慎な画面を見たというようなことで、その当時の市長が全職員のパソコンの画面にこういうことがあっちゃいけないと注意喚起を促したというようなことがあったと思います。

ですから、今後においてもそういったように職員の注意喚起を促す、そして職員の一人一人の心の戒めと

いうようなことをしっかりやっていただきたいなと。それで、今後においてこういう事件が起こらないようしてほしいというふうに思っております。そのことについて、じゃあ何かございましたらお願いします。

議長(山本 雅彦君)

副市長。

副市長(安部 薫君)

御指摘のことについては、そのように当然したいと思っております。

今回の同意議案につきましては、特に公と私的なことがありますけど、ここにおる時間が8時間とすれば、あと16時間が私的な時間があります。私的なことはそこでしなきゃいけないし、公のことはその8時間でしなきゃいけないということについて特に同意を求めておりますので、先ほどいろいろありましたけど、ブログの中身がどうとかこうとかというんでなくて、公か私ごとか、それに対して当然給料も出てるわけですから、議員もそれは同じ立場だと思います。病気か葬儀とかそういう限りでない限り、議員も少々体がえらくてもここに来られるはずですから、それをずっと来なきゃ、それは社会的にも信用失墜をしますし、認められないということになるんじゃないかと思いまして上げている次第ですから、よろしくお願いいたします。

議長(山本 雅彦君)

よろしいか。

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(山本 雅彦君)

ないようですので、これで同意第1号の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

同意第1号「監査委員の罷免について」は、地方自治法第197条の2第1項に基づき、総務委員会に付託 することに賛成の方の起立を求めます。

[「議長、反対」と呼ぶ者あり]

それでは、再びお諮りをいたします。

このことについて、総務委員会に付託することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長(山本 雅彦君)

賛成多数。よって、同意第1号は総務委員会に付託をいたします。

これより総務委員会を開催いたしますので、その間暫時休憩といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時39分 再開

議長(山本 雅彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に総務委員会が開催されておりますので、同意第1号「監査委員の罷免について(委員長報告、採 決)」を、地方自治法第102条6項の規定に基づき、直ちに会議に付議し、追加日程第1として議題とした いと思います。御異議ございませんか。

議長(山本 雅彦君)

異議なしと認めます。よって、同意第1号「監査委員の罷免について(委員長報告、採決)」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 同意第1号「監査委員の罷免について(委員長報告、採 決)」

議長(山本 雅彦君)

これより審査結果報告書を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(山本 雅彦君)

この際、総務委員長から報告を求めることにいたしたいと思います。

則本議員。

6番(則本 陽介君) 〔登壇〕

ただいまから総務委員会委員長報告を行います。

先ほど、休憩中に議員控室において、委員全員、総務部長出席のもと総務委員会を開催し、付託された同 意第1号について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

同意第1号の審議については、地方自治法第197条の2の第1項に基づき、公聴会を開催する必要がある ため、しかるべき期間が必要であることから、継続審査とすることに決定いたしました。

なお、議会閉会中も引き続き審査が必要であることから、会議規則第111条の規定により、総務委員会の 閉会中の継続審査について御承認をいただきますようお願いいたします。

以上で総務委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長(山本 雅彦君)

総務委員長からの報告が終わりました。

このことについて質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(山本 雅彦君)

なしと認めます。総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、採決に移ります。

同意第1号「監査委員の罷免について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

同意第1号「監査委員の罷免について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定 により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長(山本 雅彦君)

賛成多数。よって、同意第1号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日を もって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(山本 雅彦君)

異議なしと認めます。

以上をもって平成29年第1回2月美作市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時43分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署 名します。

平成29年2月2日

美作市議会議長 山 本 雅 彦

会議録署名議員 万 殿 紘 行

会議録署名議員 日 笠 一 成